

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

A

第1:設問1

1. ^{Y2} Xは、本件契約の目的物に甲の明渡し停止条件とする敷金返還請求訴訟を提起している。~~敷金返還は目的物の返還が先履行であるから(民法622条の2第1項1号)、本件訴訟の訴訟物たる敷金返還請求権は、口頭弁論終結時~~

~~において不確定である。~~すなわち、本件訴訟は将来給付の訴えであるから、本件訴訟は適法か。

2. (1) 民事訴訟法(以下略)135条より、「あらかじめその請求をする必要がある場合」には将来給付の訴えも認められる。もっとも、将来給付の訴えが認められると、原告にとつては履行期到来後Tにばかりに強制執行が可能になるという利害がある一方、

被告にとつては、強制執行を防ぐには自ら請求異議の訴え(民事執行法35条)を提起して口頭弁論終結後における給付義務の消滅事由等を主張立証せねばならないという不利を生ずる。そのため、^{将来給付の訴えが認められること}①「あらかじめその請求をする必要がある」

あり、これに加え、②請求権が適格性を有すること、具体的には(i)事実関係の存在とその継続が明確に予測^(3点)され、(ii)債務者にとつて有利な将来の変動事由が明確に予測^(3点)されること、(iii)債務者に請求異議の訴え提起の負担を課しても不当ではないこと

^(2点)を要すると解せらる。

(2) 本件を見るに、Xは令和4年8月中旬の問い合わせ時点において、Aが差入れ金T(20万円)が敷金ではなく礼金であると返答している。そうすると、甲に明け渡したとしても敷金の返還が期待できないため、あらかじめ敷金返還請求権

給付判決を得ておくことで、甲を明け渡したのちTにばかりに敷金返還を受けられる状態にしておく必要があるといえる。したがって、要件①を満たす。

口: もっとも、敷金返還請求権は、目的物の返還時において、敷金による担保としての一切の債務を控除して残額分のみを生ずる(民法622条の2第1項1号)。

この点、現時点では賃料の滞納や修繕費の発生は無いとしても、甲明渡しおぼかき事実が生じる可能性は十分認められる。そうすると、事実審の口頭弁論終結時において、本件の訴訟物たる敷金返還請求権の存在は不確定であるから、(i)を満たす。また、賃料滞納等の事実が生じるかは予測^(3点)できることか

答案の記載からご理解されていると思いますが、将来給付の訴えの定義はより明確に記載した方がよいのではないかと思います(「すなわち」をより丁寧に説明する)。

判断基準を正確に理解できており、素晴らしいと思いました。

当てはめも概ね適切だと思いました。少し言葉を足せば、より丁寧な気がしました。例えば、「賃料滞納等の事実が生じるかは予測することができず」とだけありますが、賃料滞納等の事実が債務者にとって有利に作用する事情の変動であることや、それがなぜ予測できないか(Yらの行動に依存しているからなど)を記載できれば、より良いと思いました。

1 ページ

裏面へ

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

判決により即時に権利ある法的地位を確定する必要がある場合、
③は認められる。

本件では、Yが款金を主張する金銭についてXは礼金であると述べていることから、甲が明け渡しも書面金銭の返還を受けようとする期待で、Yの款金返還請求権について不安が現存している。そうすると、甲の明け渡しが行われず、将来においてXとYとの間で本件貸借契約の終了に基づき甲が明け渡しを求め、紛争が生ずる可能性が十分に認められることから、Yの款金返還請求権について即時に確定する必要性があるといえる。よって、③は認められる。

3. 以上より、本件紛争について確認の利益は認められる。

以上。

→ 主としてXとY間で争われているのはXが款金返還義務を負っているか否かであるから、条件を満たせば款金返還義務があることを確認することは、X・Y2間における紛争の根本的解決に資するといえる。(p.2へ戻す。)

これから頑張ってください。

中野

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。